平成２４年（フ）第４７号
長崎県南島原市南有馬町戊1209番地４
債務者　小島　又藏
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第４９６号
北九州市八幡東区川淵町14番24号
債務者　川野　博行
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４９７号
北九州市八幡東区川淵町14番24号
債務者　川野美智子
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５１７号
北九州市小倉南区南若園町８番２―502号
債務者　下村美江子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１００号
鹿児島県肝属郡南大隅町佐多伊座敷3613番地９、居所鹿児島県鹿屋市寿８丁目19番１号サンシャイン寿103号、前住所鹿児島県肝属郡南大隅町佐多伊座敷3199番地１
債務者　有田実千代
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第２３８号
青森県むつ市柳町４丁目４番８号
債務者　土門　栄子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４２３号
熊本県合志市須屋3828番地
債務者　若田千代子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４３５号
熊本市東区長嶺南３丁目４―138　レジデンス福下Ａ―101、住民票上の住所熊本市東区尾ノ上４丁目20番７号
債務者　馬本　周子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４３９号
熊本県上益城郡益城町大字宮園678番地３
債務者　甲斐　正子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４４０号
熊本市南区城南町千町2031番地
債務者　熊田　　強
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４４４号
熊本市東区東町４丁目13番３―203号　県営新東町団地３棟203号室
債務者　山本　文雄
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１７５号
青森市卸町６番２号　リブラハイツ106号
債務者　野中　裕也
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７６号
青森市篠田２丁目９―10　こずえ荘１号、住民票上の住所青森市奥野１丁目９番12号
債務者　佐藤　松男
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後４時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７７号
青森市篠田２丁目９―10　こずえ荘１号、住民票上の住所青森市奥野１丁目９番12号
債務者　佐藤えり子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後４時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２１９号
青森県上北郡東北町字舘花11番地33
債務者　服部　淑子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３０号
青森市小柳５丁目13番１号
債務者　蛯名　　篤
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係